



2009
安全報告書
(自動車事業)

平成21年7月9日



東京都交通局



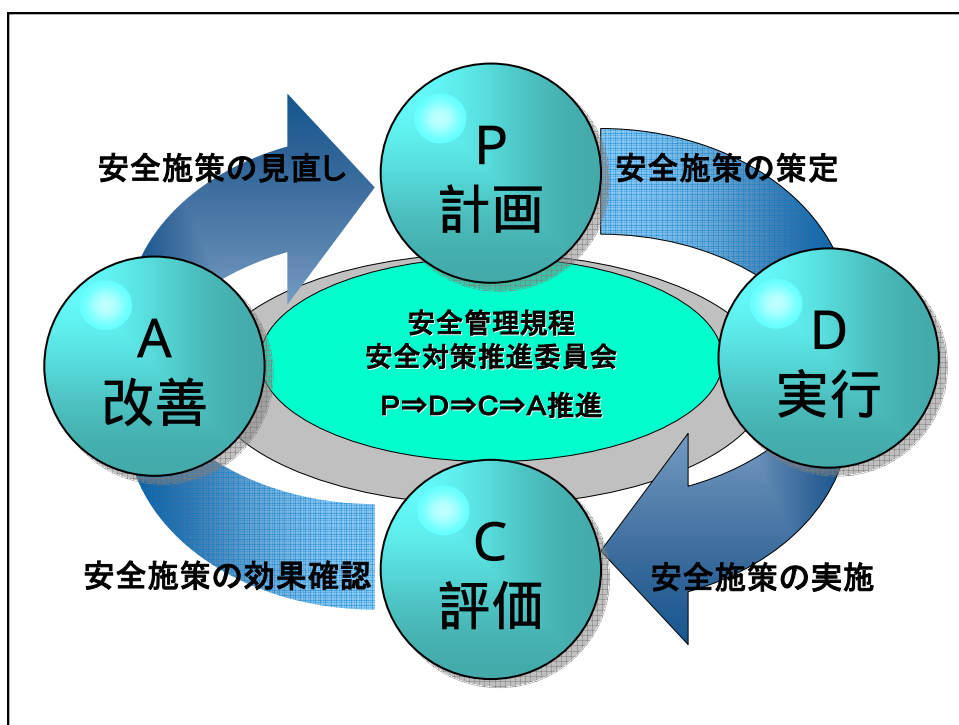
自動車事業における安全にかかわる情報の公表について

～運輸安全マネジメントに関する取組～

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により道路運送法が改正されたことに伴い、輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた「東京都交通局自動車事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定しました。

この安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する計画の策定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を確実に実行することにより、絶えず安全を見直し、安全性の向上に努めていきます。

また、安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表します。





目 次

1 . 輸送の安全に関する基本的な方針	1
2 . 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	2
3 . 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計	3
4 . 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	4
5 . 輸送の安全に関する重点施策	5
6 . 輸送の安全に関する計画	6
7 . 輸送の安全に関する予算等の実績額	10
8 . 事故、災害等に関する報告連絡体制	10
9 . 安全統括管理者	10
10 . 東京都交通局自動車事業安全管理規程	10
11 . 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	11
12 . 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	13
別紙	「東京都交通局自動車事業安全管理規程」



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 安全方針

東京都交通局では、輸送の安全を確保するため、安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、全職員が一丸となって事故防止に努めるとともに、常に安全を最優先として取り組んでいきます。

「安全方針」には、安全・安心を第一の課題と位置づけ、職員のなすべき4つの基本的事項が定められています。

安全方針

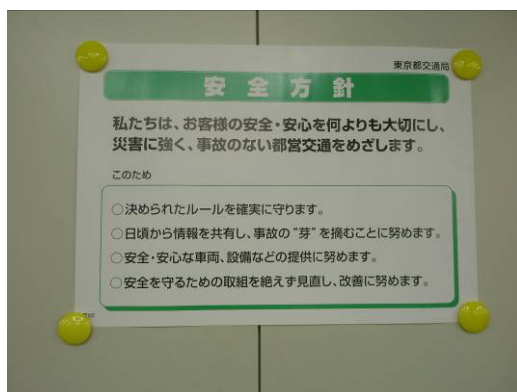
私たちは、お客様の安全・安心を何よりも大切にし、災害に強く、事故のない都営交通をめざします。

このため、

- 決められたルールを確実に守ります。
- 日頃から情報を共有し、事故の“芽”を摘むことに努めます。
- 安全・安心な車両、設備などの提供に努めます。
- 安全を守るための取組を絶えず見直し、改善に努めます。

(2) 安全を最優先する意識の徹底

安全が最も重要であるという意識を徹底させるため、「安全方針」を全職場に掲示するなど、全職員への周知を図っています。



安全方針の掲示



2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成20年度の目標の達成状況

平成20年度の安全に関する目標及び当該目標の達成状況は以下のとおりです。
事故の発生件数は、約12.4%増加、車両故障の発生件数は、約21.1%減少で、ともに目標を達成することができませんでした。

目 標	実 績
<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度事故発生件数を10%削減し、370件以下とする。 (うち、人身事故は15%削減し、151件以下とする。) ○ 前年度路上故障発生件数を30%削減し、112件以下とする。 	<p>有責事故(当方に過失のある事故)の発生件数は、19年度411件に対し、20年度は462件であり、51件(約12.4%)増加した。うち、人身事故は19年度178件に対し、20年度は231件であり53件(約29.8%)増加した。</p> <p>車両故障の発生件数は、19年度161件に対し、20年度は127件であり、34件(約21.1%)減少した。</p>

(2) 平成21年度の目標

平成21年度目標

- 20年度事故発生件数462件を約10%削減し、411件以下とする。
(うち、人身事故は20年度231件を約20%削減し、178件以下とする。)
- 20年度路上故障発生件数127件を15%削減し、108件以下とする。

平成21年度は、昨年度に引き続き、事故及び車両故障の削減を目標に掲げました。

事故の発生件数は、平成20年度の目標を達成することができず、増加してしまったことから、約10%削減し411件(平成19年度の実績)以下とすることを目標としました。特に人身事故については、増加が著しかったことから、約20%の削減目標を設定しました。平成21年度は、発進時における車内事故及びドア挟圧事故の削減を重点として、安全研修の充実や運転訓練車を活用した研修の実施に



より、目標達成に努めてまいります。

車両故障の発生件数については、前年度より減少したものの、平成20年度の目標を達成することができなかったことから、本格的な予防保全を継続し、15%の削減に取り組みます。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成20年度、自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は156件でした。事故の内容については以下のとおりです。

平成20年度事故報告規則第2条に基づく報告内容

事故の内容	件数	根拠規程
歩行者との接触	1件	第2号
自転車との接触	2件	第2号
オートバイとの接触	1件	第2号
発車時・急停車等による車内転倒	9件	第2号
	8件	第4号
ドア挟圧による車内事故	1件	第4号
乗務員疾病による運行中止	7件	第5号
自動車の装置の故障	127件	第6号
合計	156件	---

第1号に該当する車両火災等は0件

(参考) 道路運送法第29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故(抜粋)

自動車事故報告規則(第2条)

- 第1号 自動車が転覆し、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、または、踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 第2号 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号(1)に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの
- 第4号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号(2)に掲げる傷害が生じたもの
- 第5号 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(運行を途中で中止した場合)
- 第6号 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により、自動車が運行できなくなったもの

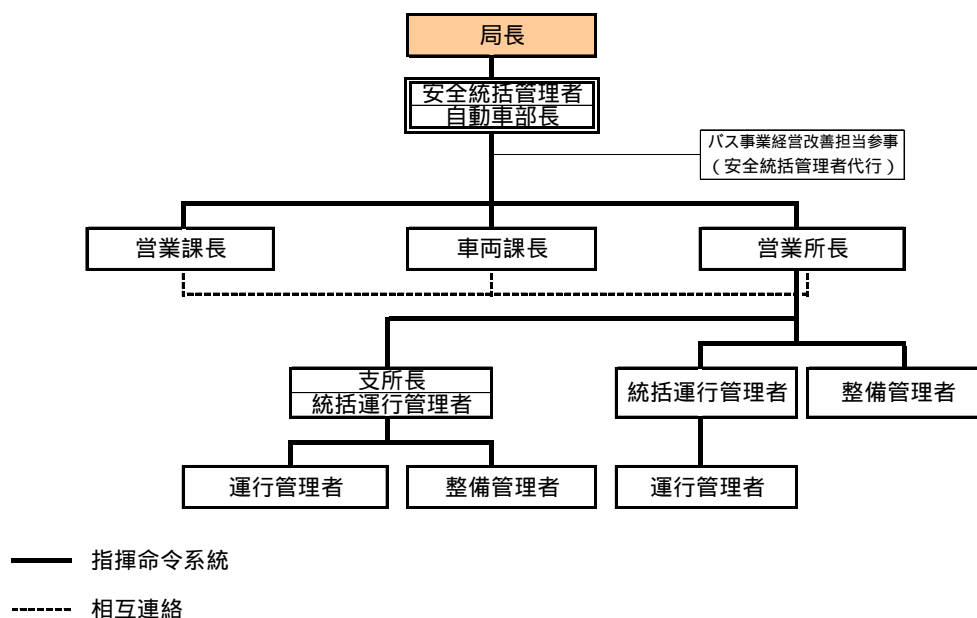
- 〔 1: 14日以上入院又は、入院を要し治療を要する期間が30日以上のもの等
2: 11日以上治療を要するもの 〕



4 . 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(1) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

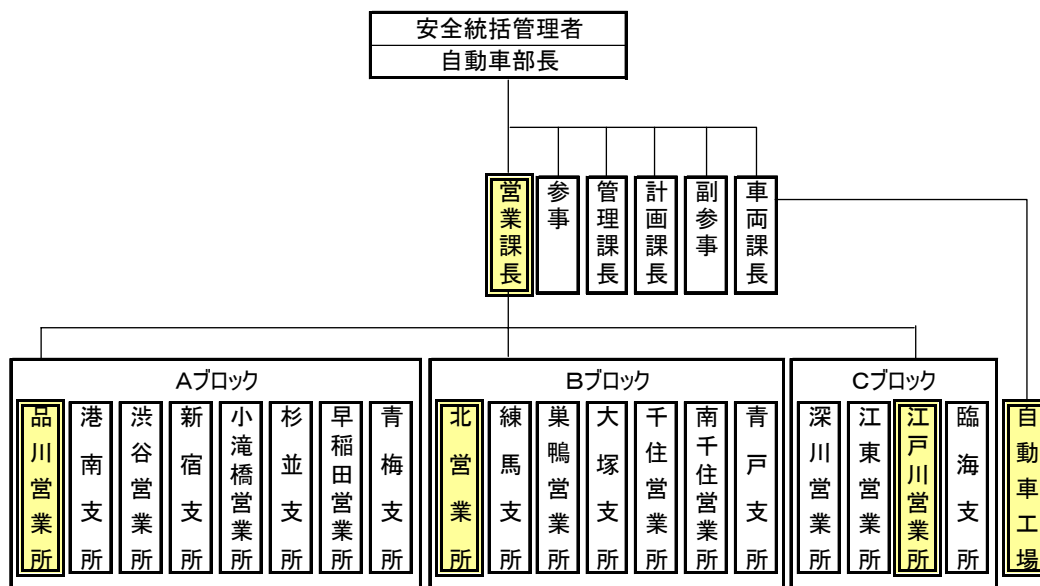
輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、以下のとおりです。局長は、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者を選任し、責任ある安全管理体制を構築しています。また、各々の責任と権限を安全管理規程（第8条）に定め、明確にしています。





(2) 重大事故、災害等に対応する場合の組織体制及び指揮命令系統

重大事故等が発生した場合の組織体制及び指揮命令系統は以下のとおりです。事故発生時の対応は、基本的に営業所単位で行いますが、被害の影響が甚大である場合、ブロック単位を原則としてそれぞれの営業所、支所相互での応援体制をとることになっています。



重大事故等の発生時の対応については、基本的に営業所単位で対応するものであるが、当該事故等の被害や影響が甚大である場合、上記のブロック単位を原則として、それぞれの営業所、支所相互での応援体制をとる。また、大規模災害等の発生時においては、災害対策本部を設けて対応する。

5 . 輸送の安全に関する重点施策

安全方針に基づき、自動車事業の重点施策は以下のとおりです。

- (1) 関係法令及び安全管理規程の遵守
- (2) 職務、職責に応じた教育訓練及び研修の計画的な実施
- (3) 連絡体制の強化と情報の共有化による事故の未然防止
- (4) 事故防止に資する車両、設備等の効率的かつ効果的な更新整備等
- (5) 内部監査の的確な実施と是正、予防措置等の継続的な改善



6 . 輸送の安全に関する計画

重点施策に基づく具体的な取組については、以下のとおりです。

(1) 平成20年度計画の実施状況

日常の運行管理の徹底

全国交通安全運動期間、都営交通安全の日、自動車輸送安全総点検実施期間等において、本局職員による点呼立会及び街頭指導を実施し、指導強化を図りました。



安全統括管理者による早朝点呼立会

整備管理の徹底

乗務員が運行前に行う日常点検について毎月、各所において整備管理者による立会指導を行いました。

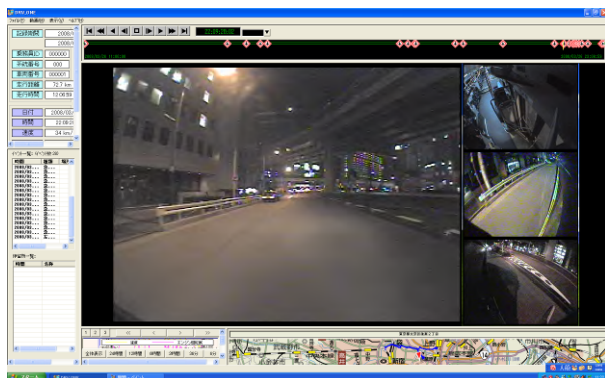
ドライブレコーダーを活用した乗務員教育等の実施

- ・ ドライブレコーダーの設置

事故や危険運転の状況分析に基づく乗務員教育及び事故惹起者への教育を実施するため、ドライブレコーダーを92台設置し、前年度設置の46台と合わせ138台としました。

- ・ 安全研修の実施

全乗務員を対象とした安全研修を平成20年度は、乗務員一人あたり3回実施しました。この研修では、ドライブレコーダーで集めた画像を資料として活用しました。



ドライブレコーダーの映像



安全研修の様子



各種法定研修等の受講

運行管理者及び整備管理者に対する各種法定研修については、確実に受講しました。特に運行管理者に対する一般講習は、受講者数が多いことから、当局研修所教室を使用して実施しました。

ヒヤリ・ハット事例等の収集・分析と事故防止策の推進

- ・ 運行管理関係

より多くのヒヤリ・ハット情報を収集するため、都営交通安全の日（6月13日）にアンケートを実施し、危険箇所についての情報を収集しました。また、その結果を全営業所へ周知し、ハザードマップの作成・更新につなげました。

- ・ 車両整備関係

整備管理者会議を通じてヒューマンエラーやヒヤリ・ハット事例の収集を行い、再発防止に向けて周知を図りました。

サミットに向けたテロ対策の実施

北海道洞爺湖サミット開催に合わせ、不審物に対する警戒として、起終点における車内点検の強化、巡回の強化等を実施しました。

事故・災害時の情報伝達訓練の実施

乗務員から営業所、警察等への連絡や近隣営業所との連携など、事故発生時に迅速に対応できるよう、大規模な事故を想定した情報伝達訓練を年1回実施しています。

平成20年度は、12月4日、南千住自動車営業所において、自転車の飛び出しによる急停車及び併走車両との接触事故で、多数のお客様が負傷したことを想定した訓練を実施しました。今回の訓練では、予め訓練参加者には被害想定を通知しないなど、より実践的な訓練となるよう工夫をしました。また、AED機器の操作説明や事故車両のけん引作業の訓練も実施しました。



AED操作説明



負傷者救護訓練の様子



各種会議の定期的な開催による連絡体制の強化

毎月1回、「自動車部安全対策会議」「統括運行管理者会議」「整備管理者会議」を開催し、事故分析に関する情報の共有、車両整備に関するヒヤリハット情報の共有、輸送の安全に関する連絡調整等を行い、連絡体制の強化を図りました。

ブロック別小委員会の開催による事故防止対策の推進

安全対策推進委員会の方針を受けて、ブロック別小委員会をブロックごとに開催（5月、7月、12月、3月）し、他の営業所と情報を交換するなど、事故防止対策や飲酒事故防止対策についての検討を行いました。

職場懇談会の開催による情報の共有化

安全統括管理者と現場職員との意思疎通を図るため、安全統括管理者が直接現場へ出向き安全に関する意見交換を行う職場懇談会を、各営業所年1回開催しています。

平成20年度は、4月に実施した渋谷自動車営業所を初めとして、全11営業所及び自動車工場において実施しました。

整備情報の一元化

自動車工場に集約した各所の故障データや部品交換履歴を週毎にまとめ、毎週各所に配信することで整備情報の共有を図りました。

車両整備機器の計画的な更新

車両保守の安全管理体制を充実させ、安全で安心な車両を提供するために、ツインリフト、タイヤ交換機、温水式洗浄機、エアコンプレッサーなどの車両機器を計画的に更新しました。



タイヤ交換機

車両保全

車両移動時における車両後方の視認性向上のため、観光路線バス5両及び20年度購入の一般路線バス50両にバックアイカメラを搭載しました。



バックアイカメラ



本格的な予防保全の実施

路上故障に繋がるおそれのある、劣化や磨耗の進んだ部品についてコスト意識を持って効果的に交換を進めました。また、発生した路上故障については、全所で情報共有し車両の点検を強化することで、故障の再発予防に取り組みました。

安全マネジメント体勢の強化

(ア) 安全マネジメントシステムの確実な実施

P D C Aサイクルを適切に機能させ、安全マネジメント態勢が確立、実施、維持されていることについて、局内(他部門)の監査員で構成する監査チームによる内部監査により、確認を行いました。

(イ) 自主監査の実施

各営業所において、関係法令及び安全管理規程に定められた事項が適切に運用されているか否かについて、局内(自動車部門)で運行管理関係及び車両整備関係の監査を実施しました。

東京運輸支局による監査の指摘内容と改善処置

平成20年6月25日、巣鴨自動車営業所にて巡回監査が実施され、この結果、平成20年8月26日付で、「運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が一部不適切であったこと。」との内容で警告書が交付されました。

その後、平成21年2月20日、呼出監査にて「告示に基づく内容を網羅する運転者への研修計画を作成し、計画に則った指導監督に努めてまいります。」等の改善報告書を提出し、受理されました。

これを受け、平成20年度下半期から、全乗務員を対象とした安全研修を計画的に実施しています。

(2) 平成21年度の計画

日常の運行管理の徹底

バス運転訓練車を活用した研修の実施

安全研修の充実

ヒヤリ・ハット情報等の収集と活用

事故の分析に基づく事故防止対策の推進

予防保全の実施による車両故障の削減

内部監査の強化

自主監査の強化



運転訓練車



7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成20年度の輸送の安全に関する実績額及び平成21年度の予算額は、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目	20年度実績額	21年度予算額
安全運行対策費用	328,226	328,488
運行管理機器の整備及び保守	133,876	143,739
運行管理・指導に係る費用	37,640	22,593
車両の整備	886,933	910,425
停留所設備の整備	8,952	30,582
合 計	1,395,627	1,435,827

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害が発生した場合における報告連絡体制については、安全管理規程第13条第1項に定めています。

9. 安全統括管理者

東京都交通局長は、道路運送法第22条の2第2項4号の規定により、以下のとおり安全統括管理者を選任しています。

氏 名	役 職	期 間
斎藤 信	自動車部長	平成19年6月1日～

10. 東京都交通局自動車事業安全管理規程

道路運送法第22条の2第1項の規定に基づき、「東京都交通局自動車事業安全管理規程」を別紙のとおり定めています。



11. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

安全管理規程第14条に基づき、目標を達成するために必要な人材を育成する教育及び研修について、交通局研修所で年間計画を作成し実施しています。

悉皆となる新任研修や現任研修では、必ず安全管理、危機管理に関する科目を設け実施しています。また、平成20年度から、各営業所で全ての乗務員を対象とした事故防止研修を開始しました。今年度は、乗務員一人あたり4回実施する予定です。この他、法定研修等については、外部の研修を受講させています。平成21年度の計画は以下のとおりです。

平成21年度研修実施計画（研修所実施）

対象者	研修名	実施予定	人数	備考
行政系職員	行政系職員新任科	4月	10	
	転入職員科	4月	40	
	転入管理職員科	4月、7月	20	2回
運輸系職員	運輸事務職科	3月	55	
	運輸職員運行管理科（一般）	7月	40	3回
	運輸職員運行管理科（主任）	5月	20	
	運輸職員運行管理科（係長）	5月	15	
乗務員	自動車運転新任科	採用時	未定	
	自動車新任フォローアップ科	9月	47	7回
	自動車運転現任科	6月、11月	380	19回
	技能主任科（自動車運転）	5月	40	
	自動車運転指導運転手科	12月	60	2回
	自動車安全運転特別指導科	5月、10月	12	2回
	自動車運転適性検査科	随時	700	164回
	自動車事故防止パリアリ-科	4月	17	
	SAS(睡眠時無呼吸症候群)科	随時	500	50回
車両整備職員	交通技術職科	3月	10	
	自動車技術科	6月	20	
	自動車技能科	12月	20	
	自動車整備安全科	9月	20	
	技能主任科（交通技能）	6月	10	
全職員	事故防止科	6月	500	2回

一部の研修については、他部の人数も含む。



平成 2 1 年度研修実施計画（外部研修等）

対象者	研修名	実施予定	人数	備考
運輸系職員	運行管理者等指導講習（基礎）	6月	10	自動車事故対策機構
	運行管理者等指導講習（一般）	6月	235	
	運行管理者等指導講習（特別）	随時	10	
	適性診断活用講座	2月	20	
乗務員	安全研修	四半期毎	全乗務員	営業所実施
営業所職員	普通救急救命講習	随時	1,000	消防署
運輸系職員	省エネルギー運転研修	6月	4	公営交通事業協会
	運行管理者研修	7月	5	
	旅客自動車運転者課程研修	7月	7	安全運転中央研修所
車両整備職員	整備管理者研修	9月	40	東京運輸支局
	指定整備事業者研修	2月	3	
	整備主任研修	10月	65	
	整備主任者実技講習	9月	19	
	自動車検査員研修	7月	54	
	ヒューマンエラー監督者研修	6月	5	ヒューマンファクター研究センター他

一部の研修については、他部の人数も含む。



研修用に作成したDVD



交通局研修所（東雲庁舎）



12. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全統括管理者は、安全管理規程第15条に基づき、安全マネジメントの実施状況を点検するため、年1回輸送の安全に関する内部監査を実施しています。

平成20年度の内部監査は、以下のとおり実施しました。

内部監査実施状況

実施日：平成20年12月2日

重点項目： ガイドライン(7)事故等に関する情報の報告等に関する事
前回内部監査の不適合事実の改善状況(改善効果の把握)
運輸安全マネジメント評価報告書への対応

監査結果(主な指摘等)

不適合(軽)

「池袋東口事故後、安全マネジメント上の内部監査が行われなかった。
(営業所への監査は行われている)」

概要

平成20年5月2日に池袋駅東口でバスが暴走して、歩道上の歩行者等3名の方が負傷、地下鉄出入口を破損する事故が発生し、新聞等で大きく報道されました。この事故を受け、所管営業所に対する自主監査を実施しましたが、交通局内の自動車事業以外の職員によって実施される内部監査は行われていませんでした。

今後、交通局内で内部監査の事務処理を担当する部署との調整を図って参ります。

賞賛

「『自動車部安全情報掲示板』が平成20年6月より開設され国からの安全情報、事故・故障情報等が職員から閲覧できるようになっており、情報伝達及び共有化が進められている。」

概要

本庁をはじめ各事業所で閲覧可能な、庁内のイントラネットを利用して、『自動車部安全情報掲示板』を平成20年6月に開設しました。

これを利用して各種通達や、事務連絡、事故情報及び研修資料等の閲覧が随時可能となっており、このことが「賞賛」と評価されました。